

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：

大月市病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和37年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	大月市	職員数 (H22. 4. 1現在)	171
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	9.1% (21年度)	財政力指数	0.708 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	86.8 (21年度)	実質公債費比率 (%)	14.8 (22年度)
		将来負担比率 (%)	222.0 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	大月市病院事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	大月市立中央病院開設者 大月市長 石井由己雄
既存計画との関係	市立中央病院改革プラン2008（平成21年度～平成25年度）
公表の方法等	平成22年度中に大月市ホームページにて公表及び市議会定例会において財政健全化計画について説明
基本方針	<p>現在の医療を取り巻く環境は、急速な高齢化に伴う社会環境の変化、数次に亘る医療法、医療保険制度の改正など大変厳しいものとなっている。特に地方の自治体病院は、平成16年4月に必修化された新医師臨床研修制度を発端とした医師不足、提携先大学病院の変更のため大量に退職者が出た影響による看護師不足に伴い、診療科等の閉鎖や病床数の縮小を余儀なくされ、患者数の減少から大変厳しい経営状態を強いられており、当院も例外ではなく、厳しい経営状況にある。</p> <p>このような中、総務省が定めた「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21年3月には「市立中央病院改革プラン2008」を策定し、経営の改善に取り組むこととした。プランでは収益を増加させ経営を安定化させるために、常勤医師及び看護師の確保を最優先の経営課題に掲げている。</p> <p>また、平成21年11月策定の「山梨県地域医療再生計画」に沿って高度医療機器の整備等を推進することで地域医療の充実と高度化を目指すこととし、信頼される病院となることで患者数を増やし、増収を図ることとしている。</p> <p>さらに、個々の職員が経営に対する意識を改革し、市民に安心安全な医療が提供できる病院経営を実践することで、経営改革に取り組むこととしている。</p>

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	7,789.2		25,402.7	33,191.9
	補償金免除額	379.5		3,040.6	3,420.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	病院事業債	7,789.2		25,402.7	33,191.9
	合 計 (A)	7,789.2		25,402.7	33,191.9
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)	0		0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	7,789.2		25,402.7	33,191.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	※上記のうち (再掲) 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○当院は、昭和39年に建設され、山梨県東部の山間へき地を抱える地域に位置している。地域における中核病院として地域医療を支えており、救急医療等の不採算医療も担っていることから、不採算となる経費に対する繰入金なしに病院を運営していくことは困難な状況である。</p> <p>○総収益は平成8年度をピークに減少している。また、患者数は平成13年度をピークに減少に転じた。更に平成16年4月からの新医師臨床研修制度、提携先大学病院の変更により、常勤医師を確保できず医療体制を縮小せざるを得なくなり、患者数は大幅に減少することとなったが、常勤医師確保のための取り組み成果がようやく現れ始めており、平成21年度は入院・外来患者ともに増加し、増益を実現することができた。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 医師の確保</p> <p>○現在、常勤医師10名、非常勤医師68名（7月31日現在）の体制で診療を行っている。市立中央病院改革プランにおいて平成22年度の目標に掲げた常勤医師数10名を達成したことで、入院、外来収益の増加が図られているが、更なる経営安定化のためには、職員給与比率の高い非常勤医師に代えて常勤医師を確保していく必要がある。</p> <p>課 題 ② 看護師の確保</p> <p>○看護基準は10対1で運用しているが、病床数に見合った看護師を確保できていないため、入院患者の増加を見込むことが困難である。入院患者の増加による増収を図るためには、県内外の近隣他地区に比べ低額である初任給の見直しや育児支援等の働きやすい職場環境を整備するなど、看護師の確保のための対策が急務となっている。</p> <p>課 題 ③ 設備、医療器機の拡充</p> <p>○病院の設備、医療器機を拡充することは、医師・看護師の確保と医療の高度化に繋がりが、地域住民の病院に対する信頼を高めることになる。信頼を高めることで、患者数を増やし、収益の増加を目指していく必要がある。</p> <p>課 題 ④ 人件費、経費の削減</p> <p>○病院経営において、人件費、材料費の総コストに占める割合は非常に高いため、これらの抑制が経営改善のため重要となっている。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	45	41	50	100	50	74	50	58	50	50
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	115	43	63	61	104	106	84	75	70	70
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金						283	67			
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	160	84	113	161	154	463	201	133	120	120
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	160	84	113	161	154	463	201	133	120	120
	1. 建 設 改 良 費	48	41	51	102	115	374	156	51	51	51
	うち職員給与										
	2. 企 業 債 償 還 金	127	116	103	100	96	149	106	123	116	105
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他						1	5	5	5	5	
計 (D)	175	157	154	202	211	524	267	179	172	161	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	15	73	41	41	57	61	66	46	52	41	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	15	43	41	41	57	61	66	46	52	41	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他											
計 (F)	15	43	41	41	57	61	66	46	52	41	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)		30									
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	1,208	1,134	1,081	1,081	1,035	960	904	839	773	718	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	507	503	488	445	366	309	258	212	183	183
	うち基準内繰入金	199	178	156	136	149	139	143	147	144	144
	うち基準外繰入金	308	325	332	309	217	170	115	65	39	39
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	115	43	63	61	104	106	84	75	70	70
	うち基準内繰入金	115	43	63	61	63	105	80	71	66	66
	うち基準外繰入金					41	1	4	4	4	4
合 計		622	546	551	506	470	415	342	287	253	253

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 <sup>※</sup> (%)										
資本費 (円又は%)	9.6	9.5	9.4	9.8	9.1	6.7	7.2	6.8	6.5	6.4
総収支比率(法適用) (%)	86.8	96.4	95.6	95.7	94.3	98.3	99.9	100.6	100.6	101.5
経常収支比率(法適用) (%)	86.8	96.4	95.6	95.7	94.3	98.3	99.9	100.6	100.6	101.5
医業収支比率(法適用) (%)	72.9	80.8	80.3	80.0	84.4	90.8	93.8	96.4	97.6	97.7
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	42.3	46.4	54.1	64.8	62.9	57.8	54.3	51.5	48.7	47.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	21.9	21.4	21.7	21.5	16.4	12.7	10.1	8.1	6.8
	うち基準内繰入金 (%)	8.6	7.6	6.9	6.6	6.7	5.7	5.6	5.6	5.3
	うち基準外繰入金 (%)	13.3	13.8	14.8	14.9	9.7	7.0	4.5	2.5	1.4
	資本的収入分 (%)	71.9	37.7	55.8	37.9	67.5	22.9	41.8	60.0	58.3
	うち基準内繰入金 (%)	71.9	37.7	55.8	37.9	40.9	22.7	39.8	56.8	55.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	26.6	0.2	2.0	3.2	3.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○平成21年度に常勤医師の確保ができたことなどにより、患者数が増加したため、入院収益が前年度比22%増加、外来収益は同6.3%増加した。平成22年度に入ってもこの効果が続いており、平成22年7月末日における前年比は、入院収益24.2%増加、外来収益8.8%増加となっている。市立病院改革プラン2008に沿って、常勤医師が確保され、平成23年度末までに1人増加させられることを前提に、患者数が入院、外来ともに増加することを見込んで、医業収益を推計した。</p> <p>○健診事業については、健診センターの充実を図ることや特定健診、企業健診等の受託が増えることが見込まれることから、増収の推計をした。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>○厳しい経営状況にあることから、引き続き基準外繰入が必要となるが、医業収益の増加に伴い必要額は減少させられる見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>○老朽化して不具合が多発している冷温水発生機を平成23年度に更新する予定である。なお、売却等が可能な資産はないため、それによる収入の見込みはない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①、②	<p>○平成16年度以降、常勤医師数が大幅に減少したため、非常勤医師を増加させ、医療体制の確保に努めてきた。経費としても非効率な非常勤に代えて常勤医師を確保できるよう、最重要課題として取り組んでいきたい。</p> <p>○看護師不足により入院患者の増加が見込めないことから、看護師確保に取り組んでいきたい。</p> <p>○薬剤師、検査技師は、業務の縮小に伴い平成20年4月に減員し適正人員化を図ったが、今後も業務に見合った定員管理を行ってきたい。</p> <p>○技能労務職員は、退職者不補充とし、民間委託の導入や臨時職員の雇用等で対応してきたい。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②、④	<p>○給与の支給については、国の人事院勧告に基づき支給している。今後も、独自の手当等の支給は行わず、市条例に基づき支給する。</p> <p>○特別勤務手当等については、国、県の指導により平成17年7月に見直しを行い、危険手当を廃止しており、引き続き独自の支給等は行わない。</p> <p>○看護師の初任給の格付けが県内公立病院と比較して低く、格差が生じていることが、看護師採用の支障となっていることから、看護師確保対策として、初任給の基準に関する規則の改正を検討したい。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④	<p>○技能労働職員の労務内容は、施設管理、看護補助業務であり、現在9名の職員が業務にあたっている。給料表については、国家公務員の行政職俸給表(二)を準用し、今後においても国の給与水準に留意し、適正な給与制度、運用に取り組んでいく。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	<p>○退職時の特昇は実施しておらず、今後も実施する予定はない。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	④	<p>○職員の共済制度は地方公務員共済組合法に基づいて行っており、今後も独自の補助は行わない方針である。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<p>○材料、事務用品、消耗品等については、既に入札を導入し購入価格の低減に努めているが、今後は見積額や内容等について、医師や技師、事務職員等の関係職員が内容の適否について検討するなど、更なる効率化に取り組んでいく。</p> <p>○院内給食業務については、外部委託を行い、人件費、材料費等の削減を図っているが、他の業務に関しても新たな委託業務の可能性や採算性の検討を行い、経費の縮減と業務の効率化を図ることとする。医薬品や診療材料は、購入方法を再検討するとともに、適正な在庫量に努め、経費の縮減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<p>○市立中央病院改革プラン2008においては経営形態の見直しにあたり、指定管理者制度の導入も検討対象としている。しかし、地域の中核病院として、へき地中核病院、災害拠点病院、第二次救急指定病院等の不採算部門を有する病院となっていることから、採算面で指定管理者の選定が困難になることが想定される。</p> <p>○医療事務部門、給食部門については既に民間委託を導入し、職員の減員による経費削減を図っており、継続して委託していく方針である。また、委託内容については、適宜見直しを行う予定である。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		○経営健全化に関する取り組みに関しては、市立中央病院運営委員会(委員構成は市議会代表4名、学識経験者4名、関係行政機関2名、市民代表9名)において点検・評価された内容を広報紙にて公表する予定であり、市民からの意見も広く伺う予定である。 ○財務状況に関しては、従前から広報紙により定期的に公表しており、引き続き公表していく予定である。
○ 行政評価の導入		○市立中央病院改革プラン2008に基づく経営健全化の実施状況や財務状況等を、市立中央病院運営委員会において点検・評価する予定である。
4 その他	③	○病院の設備、医療器機を拡充は、医師・看護師の確保と医療の高度化に繋がり、地域住民の病院に対する信頼を高められることになる。これらにより、患者数と収益の増加を目指すことができるため、計画的に設備・施設の充実を図っていく予定である。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<p>○薬品等の材料は、年複数回の単価契約の見直しを行う。</p> <p>○委託料、賃借料は再度見直しを行い、不要なものは削除していく。また、複数年契約を取り入れ経費の削減を図る。</p> <p>○消耗品等は、単価契約により購入経費の削減に努めるとともに、病院全体で使用量を削減する。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>○医師については、地域医療再生交付金の活用や医療器械等の医療環境の整備により、常勤医師の確保を目指す。また、看護師については、給料の見直しにより人員の確保を目指す。</p> <p>○これらにより、安定した診療体制を構築して入院及び外来患者の増加を図り、収入の増加を目指すとともに、経費の削減を行い収益率を高めて繰越欠損金を徐々に解消していく。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>○常勤医師の確保等による診療体制の整備を図って経常収支の改善に努め、基準外繰出金を減少させていく。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 病院事業【新規計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率	-42.3	-46.4	-54.1	-64.8	-62.9		-57.8	-54.3	-51.5	-48.7	-47.9	
	企業債現在高	1,208	1,134	1,081	1,081	1,035		960	904	839	773	718	

収入確保	入院患者の確保	38,930	40,054	35,893	25,993	30,566		36,500	38,325	40,150	40,880	40,880		
	改善効果額	-151	25	-57	-2	186	1	111	209	274	304	304	1,202	
	外来患者の確保	80,458	82,246	75,838	73,578	81,200		91,709	91,709	92,295	93,760	93,760		
	改善効果額	-66	0	-20	3	43	-40	2	28	58	112	112	312	
	患者一日一人当収入の増	25,753	25,893	26,666	32,409	33,621		32,799	32,799	32,799	32,799	32,799		
	入院	改善効果額												
	患者一日一人当収入の増	8,699	8,708	9,204	9,316	8,905		8,380	8,380	8,380	8,380	8,380		
外来	改善効果額													
費用削減	その他													
	改善効果額													
	人件費の見直し													
	うち退職手当以外													
	うち正職員	160	150	138	127	129		132	134	135	136	137		
	改善効果額	164	174	97	158	-78	515	-76	-59	-47	-75	-72	-329	
	うち非常勤職員	93	100	100	104	121		111	109	107	107	107		
改善効果額	-107	5	-16	-23	-6	-147	36	48	53	53	53	243		
その他														
改善効果額														
経費	796	743	742	697	805		896	961	1010	1049	1049			
改善効果額	53	53	1	45	-108	44	-91	-156	-205	-244	-244	-940		
改善効果額														
改善効果額														
計画前5年間改善効果額 合計							373	改善効果額 合計 A					488	

注 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)

3

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標
経営指標	経常収支比率	86.8	96.4	95.6	95.6	94.2	98.2	99.9	100.6	100.6	101.5
	医業収支比率	72.9	80.8	80.3	80.0	84.4	90.8	93.8	96.4	97.6	97.7
	職員給与費率	88.2	78.0	76.9	75.7	69.6	63.6	58.5	55.4	54.3	54.2
	薬品費率	12.4	13.0	12.9	13.2	13.5	12.4	11.8	11.6	11.4	11.4
	材料費率	21.9	21.8	20.6	20.6	21.0	20.4	19.6	19.1	18.7	18.7
病床	病床利用率	一般	(55.7)	(56.7)	(50.5)	(55.0)	(58.2)	(68.1)	(73.0)	(76.5)	(76.5)
		療養	35.0	35.6	31.7	34.5	36.5	43.7	45.9	48.0	48.9
		結核	87.3	99.3	92.3	7.3	27.3	36.1	37.9	39.7	39.7
		精神									
		感染症	7.2	3.6	4.4	1.5	0.8	2.5	2.6	2.8	2.7
	計	43.9	45.2	40.4	29.3	34.5	43.5	45.7	47.8	48.7	49.1

(注)1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあつては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

(5) 病院事業【新規計画策定団体】（つづき）

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）参照）により定められた内容を記入すること。

○県の公立病院等の再編・ネットワーク化構想においては、この地域における医療機能の低下を招かないよう、病床利用率の低い病院にあつては、利用実態や今後の見込みを踏まえて病床数の見直しを行うなど、経営改善に努め、病院としての存続を図り、中長期的には、統合の可能性も含め、都留市立病院、上野原市立病院、大月市立中央病院の3病院間の連携体制のあり方について検討を進めることとされている。

○当市では、地域医療確保のために、当面は市立中央病院改革プラン2008に沿って経営改善を進めるとともに、今後目指すべき経営形態と合わせ、慎重に検討していく。

●経営形態の見直し（民間的経営手法の導入）について

※ 公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）参照）により定められた内容を記入すること。

○今後の当院の経営形態については、全国の自治体病院の導入例を参考に、従来どおりの「地方公営企業法一部適用方式」と、「地方公営企業法全部適用方式」、「地方独立行政法人（特定）方式」、「指定管理者方式」、「民間譲渡方式」を比較検討し、当院にとって最適な方法を考えていく。